

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京科学大学病院（以下「乙」という。）は、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が東京都災害拠点病院設置運営要綱に基づく災害拠点病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設等を利用して、甲による文京区地域防災計画に基づく緊急医療救護所の開設及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）

第2条 この協定において「緊急医療救護所」とは、災害時において乙の災害拠点病院としての機能を維持するため、人流の統制、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第3条 この協定の対象施設等は、次のとおりとする。

名称 東京科学大学病院

所在地 東京都文京区湯島一丁目5番45号

（協力内容）

第4条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、災害時において、対象施設等の一部を緊急医療救護所として、甲に提供するものとする。

(2) 甲及び乙は、緊急医療救護所の設置及び運営に関し、平時より継続的に協議を行う。

（協力要請）

第5条 甲は、災害時において、緊急医療救護所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、前条の規定による協力要請を円滑に行うため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第7条 甲及び乙は、第4条に規定する協力内容を実施するに当たり、その協力体制を明らかにしておくものとする。

2 甲及び乙は、前項の協力体制の内容に変更が生じたときは、互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第8条 乙は、災害時において、緊急医療救護所としての機能を果たせるよう措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（開設期間）

第9条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生後72時間以内とする。ただし、甲及び乙の協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（協議）

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲及び乙の協議により別に定める実施細目によるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の2か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間の満了の日の翌日から2年間、この協定は更新されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

令和8年3月24日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修

東京都文京区湯島一丁目5番45号

乙 東京科学大学病院

代表者 病院長

藤井 靖久